

第5節 防災訓練の充実

防災訓練の充実

□総務課防災危機管理室
□消防本部 □防災関係機関

【基本方針】

市及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と、その他関係団体や避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

特に、南海トラフにともなう巨大地震については、内陸直下型地震と比較すると極めて長時間にわたる大きな横揺れと、強い地震動にともなった災害だけではなく、来襲する津波災害に対する注意が必要である。これらのことから、市は地震・津波災害の発生するケースを区分したうえで、その態様や危険性を周知・徹底することにより、住民に対し被害軽減と安全確保の方策等について、定期的な防災訓練等を通じ指導・助言をしていくものとする。

【計画目標】

地震・津波災害に対する防災訓練計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第5節「防災訓練計画」に準ずる。

1. 総合防災訓練

市は、国や県の地震に関する防災アセスメント検討結果に基づき、いくつかの地震・津波災害のパターンと予想される被害を想定しつつ、これらに基づいた警戒避難体制の立ち上げ、避難情報に関する伝達訓練並びに避難誘導や応急対策活動について、一連の流れとして防災訓練を実施する。なお、市は総合防災訓練の計画にあたっては関係機関や事業所等にも訓練の実施について周知し、市単独訓練としてではなく地域としての総合防災訓練となるよう、国や県、関係機関と調整のうえで実施することが望ましい。

2. 各種訓練

市は総合訓練のほか、以下の各種訓練の実施について検討する。

《各種訓練の内容》

- a. 応急対策計画確認訓練
- b. 組織動員訓練
- c. 非常通信訓練
- d. 消防訓練
- e. 水防訓練
- f. 医療救護訓練
- g. 被災建築物応急危険度判定訓練

3. 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

《各種訓練の内容》

- a. 出火防止訓練
- b. 初期消火訓練
- c. 避難訓練
- d. 応急救護訓練
- e. 災害図上訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 地域の特性に応じた必要な訓練

本市は河川上流の内陸部と交通結節点となっている市街地、さらに臨海部と多様な地域特性を有していることから、市はこれらの地域特性と予想される災害特性を考慮した訓練計画を住民と連携しつつ実施するように努める。